

平成23年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会（幹事会）

日時：平成23年6月8日（水）
13:30～15:30

場所：高松サンポート合同庁舎
低層棟2F アイホール

議 事 次 第

1. 開 会
司会：四国地方整備局 企画部
石田技術管理課長
2. 挨 拶（幹事長）
挨拶：四国地方整備局
石橋企画部長
3. 議 事
 - (1) 「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領の改正について
・ 委員名簿等の改正 資料—1
 - (2) 平成22年度までの取り組み状況について
・ 協議会の活動状況について 資料—2
・ 公共工事品質確保に関する進捗状況 資料—3
 - (3) 平成23年度実施方針（案）について 資料—4
・ 平成23年度協議会開催に向けてのスケジュール
・ 平成23年度実施方針（案）について
 - (4) 情報提供 資料—5
・ 地方公共団体向け総合評価実施マニュアル【改訂版】の概要について
・ 建設業者の生産性の向上について
・ 建設工事標準請負契約約款の改正（H22年7月26日）
・ 公共工事品質確保技術者資格制度
 - (5) その他
4. 閉 会

「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領

改正案

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、公共工事の品質確保に向け、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者の責務を果たすために、協力体制を強化、情報交換を行うなど相互の連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

もって四国地方における公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 総合評価方式の導入・拡大等
- (2) 発注者支援の具体的な施策展開
- (3) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
- (4) 協力体制の強化のために関係機関との連携
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(四国地方公共工事発注者支援技術者登録)

第8条 「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録については、協議会会長が決定し登録を行う。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。

付 則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。

付 則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。

付 則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。

付 則 この要領は、平成24年〇〇月〇〇日から施行する。

第 4 条関係（委員）

（1）会 長：国土交通省 四国地方整備局長

（2）委 員：国土交通省 四国地方整備局 次長
次長兼総務部長
企画部長
建政部長
営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 整備部長

林野庁 四国森林管理局 森林整備部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

財務省 高松国税局 総務部 次長

徳島県 ~~県土整備部長~~

政策監補兼県土整備部長

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

第 6 条関係（幹事）

（1）幹事長： 国土交通省四国地方整備局 企画部長

（2）幹 事： 国土交通省 四国地方整備局 ~~地方事業評価管理官~~

企画部 技術調整管理官

企画部 技術開発調整官

企画部 総括工事検査官

総務部 契約管理官

建政部 建設産業調整官

都市調整官

河川部 河川調査官

道路部 地域道路調整官

港湾空港部 事業計画官

営繕部 営繕調査官

農林水産省 中国四国農政局 整備部 設計課長

林野庁 四国森林管理局 森林整備部 治山課長

環境省 中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課長

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局会計課長

財務省 四国財務局 総務部 会計課長

財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官

徳島県 ~~県土整備部次長~~ 副部長

農林水産部農山村整備課長

香川県 土木部次長

農政水産部 ~~土地改良課長~~ 農村整備課長

愛媛県 土木部技術監

農林水産部農業振興局農地整備課長

高知県 ~~土木部建設検査長~~

土木部土木技術監兼建設検査長

農業振興部農業基盤課長

市町村 担当部課長等

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

【オブザーバー】

国土交通省 四国運輸局

第五管区海上保安本部

警察庁 四国管区警察局

経済産業省 四国経済産業局

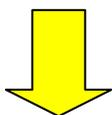
（独）水資源機構

平成22年度における本協議会の活動状況について

四国地方公共工事品質確保推進協議会の経緯

公共工事品質確保促進連
絡会議

<設立> 平成17年1月
<メンバー> 整備局、4県、4市
<目的> 発注者技術力の向上策、支援策について研究及び検討



平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

四国地方公共工事品質確
保推進協議会

<設立> 平成18年7月12日
<メンバー> 整備局、4県、4市
<目的> 協力体制の強化、情報交換による連携
発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等

H18 協議会

<開催> 平成18年11月13日
<メンバー> 整備局、4県、57市町村(出席46市町村約100名) ※協議会后84市町村が賛同

H19 協議会

<開催> 平成19年7月18日
<メンバー> 整備局、4県、96市町村(出席84市町村約150名)
<議題> ・補助事業については各市町村1件の総合評価方式を試行することです承。
・発注者支援技術者213名追加(1,418名)

H20 幹事会

<開催> 平成20年7月31日
<メンバー> 整備局、4県、95市町村(出席65市町村約100名)
<議題> ・全市町村で総合評価方式を試行することです承。
・発注者支援技術者187名追加(1,605名)
・発注者協議会として他省庁等の参画追加の拡充について 等

H20 協議会

- ＜開催＞ 平成20年10月24日
- ＜メンバー＞ 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席77機関約130名)
- ＜議題＞ ・他省庁、特殊法人等の参画を追加し協議会を拡充
・全市町村で総合評価落札方式を試行することです承
・公共工事の品質確保に関する当面の対策について(H20.3.28申合せ) 等

H21 幹事会

- ＜開催＞ 平成21年11月10日
- ＜メンバー＞ 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席65機関約100名)
- ＜議題＞ ・平成22年度より、4県の既存協議会等を活用し、各県単位での取り組みを行うことについて合意
・全市町村で総合評価方式、予定価格等の事後公表推進していくことを確認等

H22 幹事会

- ＜開催＞ 平成22年6月8日
- ＜メンバー＞ 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席75機関約100名)
- ＜議題＞ ・本協議会の平成22年度実施方針(自治体支援等)について
・各機関における公共工事品質確保推進等に係わる取り組みについて
・総合評価落札方式等の推進について
・平成22年度協議会開催に向けての取り組み 等

H22 協議会

- ＜開催＞ 平成23年2月3日
- ＜メンバー＞ 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席79機関約90名)
- ＜議題＞ ・公共工事品質確保の実施状況について
・H22年度における本協議会の活動状況について
・公共工事品質確保推進に係わる意見交換
・今後のスケジュール(案)



H23 幹事会

<開催> 平成23年6月8日

<メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村

<議題> ・平成22年度までの取り組み状況について
・本協議会の平成23年度実施方針(自治体支援等)について
・平成23年度協議会開催に向けての取り組み 等

①各県の既存協議会を活用し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施する(新規)

- ・H22年度より、各県の既存協議会等を活用して、自治体担当者レベルを対象に、公共工事品質確保推進に関する必要な情報提供、意見交換等を行う。

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の拡充を図る(継続)

- ・自治体発注事務担当職員の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査現場において臨場(実地研修)を実施する。
 - * 臨場実施の期間、対象工事等を、H21年度よりも更に拡充して実施。
 - * 特に要望のある場合、自治体小規模工事の検査現場に国・県等の検査職員等が立会し、検査完了後に助言する支援を行う(国交省、徳島県)

③国・県等の既存研修制度の活用推進(継続)

- ・自治体発注事務担当職員の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の既存研修制度の活用を推進する。

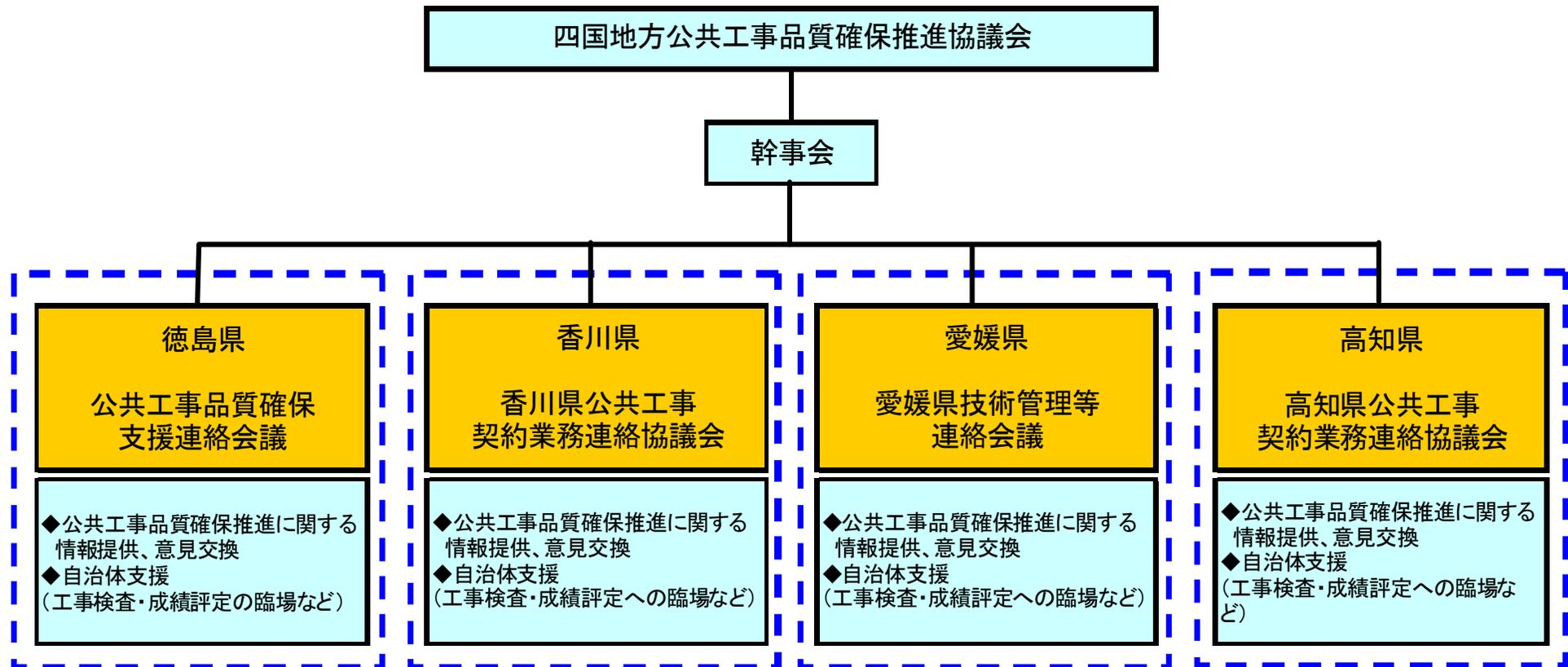
④品確推進首長キャラバンの実施(新規)

- ・特に、総合評価方式による発注体制が十分に確立していない市町村、工事成績評定がなされていない市町村の首長を対象に、国・県担当者が直接訪問して意見交換を行い、首長の意向を把握する。
- ・各自治体の状況に応じた適切な支援を行い、公共工事品質確保の推進を図ることを目的とする。

①各県単位における自治体支援体制の確立

①各県の既存協議会を活用し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施する

・H22年度より、各県の既存協議会等を活用して、自治体担当者レベルを対象に、公共工事品質確保推進に関する必要な情報提供、意見交換等を行う。



◆各県の既存協議会を活用した取り組み結果

機関名	各県既存の会議等名称	開催日	会議・協議会での実施内容	参加数
徳島県	公共工物品質確保支援連絡会議	平成22年12月21日(火) <徳島県庁内会議室>	◇講演「 <u>入札談合の防止に向けて:公正取引委員会</u> <u>「品質確保の取り組みについて:四国地方整備局</u> 」 ◇県からの説明「 <u>徳島県及び市町村の入札・契約制度等について</u> 」 ◇市町村との意見交換「 <u>入札・契約・工事の品質確保等の諸問題について</u> 」	22市町(50人)
香川県	香川県公共工事契約業務連絡協議会	平成22年 5月31日(月) 平成22年11月19日(金) <香川県庁内会議室>	◇5月の実施内容 (県)①香川県の平成22年度入札・契約制度について ②入札及び契約手続の改善等について ③総合評価方式の導入について ④かがわ電子入札システムの共同運用について (国)公共工物品質確保に係わる情報提供 ◇11月の実施内容 ①講演会「 <u>入札談合の防止に向けて</u> 」 ②講演会「 <u>公共工事請負契約における諸問題について</u> 」	第1回 17市町(45人) 第2回 11市町(38人)
愛媛県	愛媛県技術管理等連絡会議	平成22年8月5日(木) <愛媛県庁内会議室>	議題① <u>総合評価落札方式の実施・拡大について</u> ②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場) ③ <u>建設GALS/ECIについて</u> (県)県の入札、契約制度の改善等について(情報提供) (国)公共工物品質確保に係わる取り組みについて(情報提供)	20市町(27人)
高知県	高知県公共工事契約業務連絡協議会	平成22年 7月 2日(金) <高知会館> 平成22年11月10日(水) <高知城ホール>	◇7月の実施内容 (県)① <u>入札・契約業務に関する注意点等に係る情報提供</u> ② <u>公共事業における建設業法の取扱い等に係る研修</u> (国)公共工物品質確保に係る情報提供 ◇11月の実施内容 (国)①CM方式の概要と活用に関する情報提供 ②施工体制と技術者配置に係る研修 ③総合評価落札方式に関する情報提供	第1回 23市町(47人) 第2回 25市町(59人)
四国地方 整備局	・徳島県、香川県、愛媛県、高知県の協議会等に出席して、公共工事の品質確保に関する情報提供・意見交換を行った。			

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の実施状況

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の拡充を図る

・自治体発注事務担当職員の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査現場等において臨場(実地研修)を実施する。

* H22から、臨場実施の期間・対象工事等をH21より更に拡大して、国・県が一体となり支援を実施している。

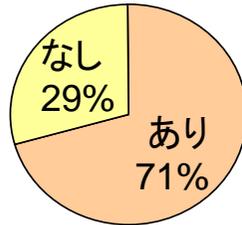
◆「工事検査・成績評定への臨場」の実施状況【H23. 3末現在】

機関名	①「国・県の発注工事を対象とした臨場」の実施状況	②「市町村発注工事を対象とした臨場」の実施状況
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・4市5町1村19名が参加。(対象工事:4件) ・参加自治体は、徳島市、小松島市、美馬市、三好市、佐那河内村、美波町、牟岐町、松茂町、上板町、東みよし町 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨場については、現時点で希望なし。 ・松茂町では工事成績評定導入準備のため、松茂町役場で町職員12名に対し工事検査研修を実施。
香川県	<ul style="list-style-type: none"> ・工事検査・成績評定の市町支援については、(財)香川県建設技術センターにおける業務の一環として支援体制を整えているが、現時点で実施なし。 	
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・4市6町57名が参加。(対象工事:11件) ・参加自治体は、愛南町、松前町、砥部町、上島町、伊方町、大洲市、西予市、久万高原町、今治市、四国中央市 	希望が無く、実施していない。
高知県	希望が無く、実施していない。	希望が無く、実施していない。
四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・2県6市4町34名が参加。(対象工事:12件) ・参加自治体は、徳島県、鳴門市、阿南市、三好市、松茂町、香川県、丸亀市、西条市、愛南町、久万高原町、高知市、いの町 	希望が無く、実施していない。

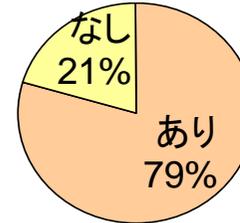
②自治体支援（工事検査・成績評定への臨場）

H22年度工事検査・成績評定への臨場参加者によるアンケート結果

■工事検査の経験

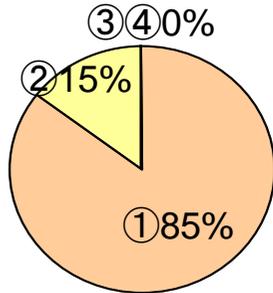


■成績評定の経験



質問1 「工事検査」は参考になりましたか？

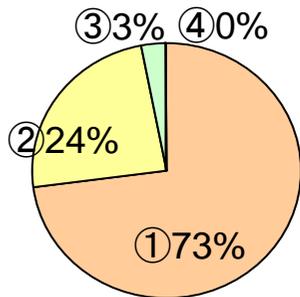
【凡例：①参考になった、②参考になったこともある、③あまり参考にならなかった、④参考にならなかった】



【①の主な意見】

- ・国は監督員、施工業者の立会により、スムーズに実施できている。
- ・品質管理の重要さを請負者に理解させることの大切さを感じた。
- ・書類検査に多くの時間をかけ、業者から書類の説明を求め、丁寧な検査を行っている。
- ・貴重な体験であるとともに今後に生かせる良い経験となった。

質問2 「成績評定」は参考になりましたか？



【①の主な意見】

- ・検査のエキスパートだと感心するとともに、模範にしたいと思う。
- ・評定する検査官の着眼点が参考になった。
- ・関係書類の確認状況が参考になった。
- ・今後における監督や指導に反映される内容が多かった。

直轄工事検査・成績評定の臨場について、参加者から高い評価を得られた

③国・県等の既存研修制度の活用状況

③国・県等の既存研修制度の活用推進

- ・自治体発注事務担当職員の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の既存研修制度の活用を推進する。

◆H22各研修への市町村参加状況(平成23.3末現在)

機関名	研修名等	対象者	実施日	研修内容	参加者
徳島県	土木技術職員研修	・県新規採用職員 ・市町村新規採用職員及び新任職員	1回目 H22.7.30～H22.8.6 (6日間) 2回目 H23.2.28	・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について ・CALS/EC ・現場研修 ・ゼミナール など	1回目 ・ 2市2町9名 が参加。 ・参加自治体は、 徳島市、鳴門市、神山町、那賀町
	技術管理等説明会	県担当者・市町村担当者	H22.6.17、H22.6.18、 H22.6.21、H22.6.22(4日間)	・土木工事積算基準等の改定について ・土木工事積算の運用について など	・ 5市14町1村78名 が参加。
香川県	初任技術者のための監督業務((財)香川県建設技術センターにおける研修)	県・市町初任技術職員	H22.5.19	・監督員の役割について(事業執行の流れ、工事管理基準等) ・土木工事のながれ(積算～工事評定まで) ・入札・契約制度について など	・県3名、 6市5町20名 が参加 ・参加自治体は、 高松市2、丸亀市3、坂出市1、さぬき市2、東かがわ市4、三豊市2、土庄町1、小豆島町1、宇多津町2、三木町1、綾川町1
	公共工事の工事監督と検査・監察研修((財)香川県建設技術センターにおける研修)	県・市町職員	H22.12.15	・公共工事の監督・検査・品質確保推進に係わる取り組みについて ・工事の検査及び監察のポイント など	・県8名、 4市1町12名 が参加。 ・参加自治体は、 坂出市1、さぬき市2、東かがわ市5、三豊市3、多度津町1

機関名	研修名等	対象者	実施日	研修内容	参加者
愛媛県	工事検査専門員等会議	県・市町検査担当職員	10月6日	・平成21年度検査工事に係る成績評価結果について ・模擬評価の実施)	・県27名、 8市5町22名 が参加 ・参加自治体は、 四国中央市2、今治市2、上島町1、松山市2、東温市3、久万高原町2、伊予市1、大洲市1、内子町1、西予市3、宇和島市1、鬼北町1、愛南町2
	土木職員技術研修	係長級以下の県・市町の技術職員	前期:6月2日～4日 後期:10月6日～8日	・公共工事の品質確保、設計・積算、施工管理、監督業務 ・工事検査における留意事項	[前期]県:18名・ 市町職員18名 ・参加自治体は、 四国中央市1、新居浜市3、西条市2、今治市1、松山市3、東温市1、伊予市1、松前町1、西予市2、宇和島市1、鬼北町1、愛南町1 [後期]県:21名・ 市町職員16名 ・参加自治体は、 四国中央市1、新居浜市3、西条市2、今治市1、松山市3、伊予市1、松前町1、西予市2、宇和島市1、鬼北町1
高知県	土木技術職員研修(講師:県職員、実施:高知県建設技術公社)	県担当者・市町村担当者	H22.6.29～6.30 H22.7.20～7.21	・土木業務の概要について ・補助事業の概要について ・災害復旧事業について	・ 5市2町13名 が参加 ・参加自治体は、 高知市4、須崎市1、宿毛市2、四万十市2、香美市1、いの町2、大月町1
四国地方整備局	品確法(総合評価)研修(H22.4.14～4.16)	発注事務担当者	H22.4.14～4.16(3日間)	・入札契約方式に係わる事務手続き ・工事、業務の総合評価方式 ・TECRIS、CORINS操作演習 など	・自治体からの参加は、 愛媛県2、高知県1、東かがわ市1、西予市1
	初任監督員研修	新任係長クラス	H22.4.19～H22.4.23(5日間)	・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について ・CALS/EC	・自治体からの参加は、 四国中央市1
	監督検査技術研修	監督官、出張所長クラス	H22.5.17～H22.5.21(5日間)	・ゼミナール など	自治体からの参加者なし



●課題

・各機関の研修時期が年度当初に実施されているため、前年度から情報の提供や取り組みが必要

④品質確保推進に係る首長キャラバンの実施状況

④品質確保推進首長キャラバンの実施

- ・特に、総合評価方式による発注体制が十分に確立していない市町村、工事成績評価がなされていない市町村の首長を対象に、国・県担当者が直接訪問して意見交換を行い、首長の意向を把握する。
- ・各自治体の状況に応じた適切な支援を行い、公共工事品質確保の推進を図ることを目的とする。



- 今回各県・事務所の協力を得て、**59市町村に対してキャラバンを実施。**
- その結果、総合評価方式、工事成績評価の推進について、以下の意見を得ることができた。
 - ・第三者委員会の意見聴取が県経由となり、時間と労力がかかる。
 - ・業務量の増大
 - ・時間と労力がかかりすぎる
 - ・職員不足、技術力不足
 - ・技術系職員が少なく対応が困難
 - ・地元企業の活性化が優先
 - ・町外業者が参入すると、町内業者は太刀打ちできない
 - ・工事成績評価について経験がないため、どのように実施して良いかわからない 等

◆首長キャラバン実施結果【首長の主な意見とその対応策】

①総合評価方式について(その1)

- ・第3者委員会の意見聴取が県経由となるため、時間と労力がかかる。

対応策

◆学識経験者の派遣

- 総合評価方式の学識経験者として、国交省、県の職員を派遣する等の支援を行っているので、積極的活用を図りたい。
- なお、学識経験者の意見聴取は、あらかじめ定められた様式をEメールでやりとりするなどの簡便な方法での実施も可能。

<参考>

機関名	H22支援実施市町村等【H22.12末現在】	問い合わせ先
徳島県	小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、那賀町、牟岐町、美波町、松茂町 (全市町村を対象に、県の学識経験者意見聴取担当者を通知している)	県土整備部 建設管理課 088-621-2748
香川県	丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、多度津町、まんのう町	土木部 技術企画課 087-832-3510
愛媛県	愛媛県建設技術支援センター(NPO法人)が業務の一環として支援する体制を整えている(有料)	愛媛県建設技術センター 089-932-3900
高知県	高知市、室戸市、土佐清水市、四万十市、香南市、大川村、いの町、大月町、黒潮町	土木部 建設管理課 088-823-9813
四国地方整備局	阿南市、高松市、東かがわ市	企画部 技術管理課 087-811-8311

①総合評価方式について(その2)

- ・業務量大。
- ・時間と労力がかかりすぎる。



対応策

◆「市町村向け簡易型(特別簡易型)総合評価方式」を適用する

技術的工夫の余地が小さい工事等については、施工の確実性を担保するため、「同種・類似工事の経験、工事成績等」など簡易な評価項目で評価する方法がある。

→未だ「特別簡易型」が制度化されていない市町村があるので、必要に応じて適用を検討されたい。

<参考>

四国管内市町村の【特別簡易型】適用状況【H22.12末現在】

- ・徳島 : 19/19 = **100%**
- ・香川 : 12/15 = **80%**
- ・愛媛 : 19/20 = **95%**
- ・高知 : 28/33 = **85%**

①総合評価方式について(その3)

- ・職員数不足、技術力不足。
- ・技術系職員が少なく対応が困難。

対応策①

◆国、県等の「研修制度」の活用

→市町村担当者の受入可能な既存研修制度を活用し、職員の技術力向上を図る。

対応策②

◆アウトソーシングによる人員確保

→発注関係事務を適正に行うことのできる外部の人材を活用する。

→外部の人材の選定は、「公共工事品質確保技術者資格制度」の資格者より選定する。

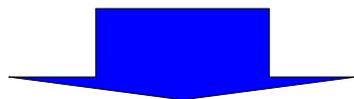
* 本資格制度に関する情報は右記URL参照【<http://www.zenken.com/hinkaku/hinkaku.html>】

<参考>【H22技術審査支援業務】発注市町村

- ・徳島県 : なし
- ・香川県 : なし
- ・愛媛県 : 西条市、今治市、伊予市、内子町、愛南町
- ・高知県 : いの町

①総合評価方式について(その4)

- ・地元企業の活性化が優先。
- ・町外業者が参入すると、町内業者は太刀打ちできない。



対応策

◆評価項目の工夫

→「地域貢献度」を評価項目に設定することにより、地元企業を優位に評価できる。

- ・「過去〇年における、〇町内の災害時における活動実績の有無」
- ・「過去〇年における、〇町内の道路除雪・維持修繕実績の有無」
- ・「〇日現在における、〇町従業員の雇用状況(多いほど優位に評価)」 など

◆参加資格要件の工夫

→参加資格要件を適切に設定することで、町内業者を優位に評価できる。

- ・「〇町内に建設業法に基づく本店を有すること」 など

②工事成績評定について

- ・技術系職員が少なく対応が困難。
- ・工事成績評定について経験がないため、どのように実施してよいか分からない。

対応策①

◆国、県等の「研修制度」の活用

→市町村担当者の受入可能な既存研修制度を活用し、職員の技術力向上を図る。

対応策②

◆「自治体支援(工事検査・成績評定への臨場)」の活用

→国や県が実施する工事検査の現場に臨場し、検査や工事成績評定の要領を習得する。

*今年度の実施状況はP7「工事検査・成績評定への臨場」の実施状況【H23.3末現在】参照

対応策③

◆アウトソーシングによる人員確保

- ・発注関係事務を適正に行うことのできる外部の人材を活用する。
→外部の人材は、「公共工事品質確保技術者資格制度」の資格者より選定する。

<参考>

【H22施工管理業務、検査支援業務】発注市町村

- ・徳島県 : なし
- ・香川県 : さぬき市、三木町、まんのう町
- ・愛媛県 : なし
- ・高知県 : 佐川町、中土佐町、四万十町、大川村

③ 予定価格の事後公表について

◆「事前公表の方が良い」という意見

- ・事前公表していることで、現在まで特に問題は生じていない。
- ・事前公表のメリットは大きく、情報漏洩や癒着もなくなる。小さな自治体では癒着が起こりやすい。
- ・事前公表を適用した経緯がある。事後にするならそれ相応の理由が必要。
- ・事後公表を試行した結果、落札率が高くなった。

◆「今後検討の必要有り」という意見

- ・事前公表については、考え直す時期に来ている。
- ・事後公表にすべきと考えているが、県や他の市町村が未実施であるので移行しづらい。

◆「事後公表の方が良い」という意見

- ・事前公表では、積算能力のない業者が順番に落札するようになるので良くない。
- ・事前公表では業者が勉強しなくなるので、絶対事後公表にすべき。

協議会での対応方針: 事前公表から事後公表への移行

事後公表の方が好ましいと考える理由

- ・予定価格の事前公表は、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること。
- ・調査基準価格や失格基準の事前公表については、これらの価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適正な積算を行わずに入札を行った業者が落札する事態が生じること。
- ・建設業者の見積もり努力を損なわせること。
- ・談合が一層容易に行われる可能性があること。 など

公共工事情質確保に関する進捗状況

品確法制定後のこれまでの取り組み(四国地整)

公共工事の品質確保の促進に関する法律(H17.4)

公共工事の品質確保の促進に関する施策を

総合的に推進するための基本的な方針(H17.8)【閣議決定】

総合評価方式の
拡充

国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン(H17.9)

簡易型総合評価方式の導入(H17.10)

高度技術提案型総合評価方式の導入(H18.4)

総合評価方式の拡充

H17年度目標:金額ベース4割以上で実施

H18年度目標:金額ベース8割以上で実施(件数ベース5割以上)

H19年度目標:金額ベース9割以上で実施(件数ベース6割以上)

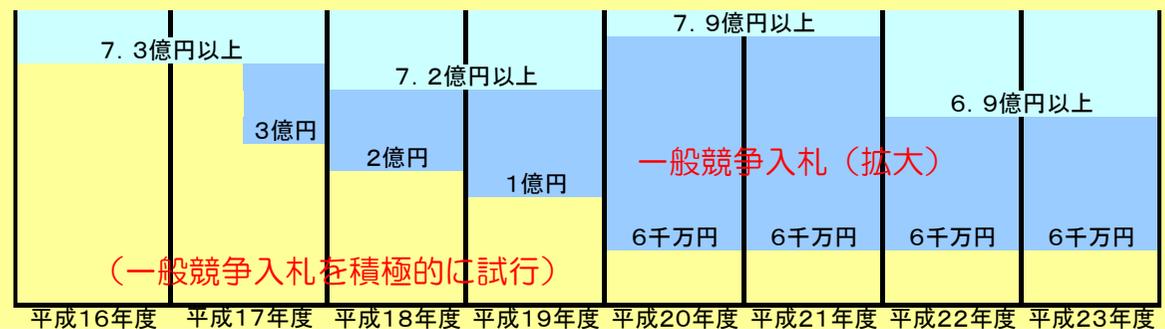
H20年度以降は、金額、件数ともほぼ全数

競争性・透明性・
公正性の向上

一般競争入札の拡大

四国地整においては
全案件総合評価にて
実施

一般競争入札(WTO対象)



相次ぐ低価格受注
への対応

2度にわたる低価格入札対策(H18.4、H18.12)

(発注者の監督・検査等の強化、指名停止措置の強化、入札ボンドの導入拡大、など)

①総合評価実施状況(四国4県)

平成23年4月1日現在

	H22までの対象工事の経緯	総合評価実施件数				H23の実施状況
		H20	H21	H22	H23 (目標)	
徳島県 (県土整備部及び 農林水産部)	<ul style="list-style-type: none"> ■H19: 3千万円以上の全ての工事 (1千万円以上3千万円未満でも試行) ■H20: 同上 ■H21: 同上 ■H22: 同上 	317	361	299	300	3千万円以上の建設工事、 2千万円以上の舗装工事で実施 (1千万円以上でも試行)
香川県 (県土整備部及び 農林水産部)	<ul style="list-style-type: none"> ■H19: 工種・金額・ランク等様々なケースで試行 ■H20: 5千万円以上の全ての工事 ■H21: 3千万円以上の全ての工事 (7百万円以上3千万円未満の工事でも一部試行) ■H22: 同上 	104	496	647	約470	3千万円以上の全ての工事で実施 (7百万円以上3千万円未満も一部試行)
愛媛県 (県土整備部及び 農林水産部)	<ul style="list-style-type: none"> ■H19: 土木部発注の3千万円以上の中から試行 ■H20: 土木部発注の5千万円以上の全ての工事 (他部局も試行) ■H21: 3千万円以上の全ての工事 (8百万円以上の工事も行っている) ■H22: 同上 	226	586	518	700	3千万円以上の全ての工事で実施 (8百万円以上の工事も行っている)
高知県 (県土整備部及び 農林水産部)	<ul style="list-style-type: none"> ■H19: 7.5千万円以上の全ての工事 (2.5千万円以上の工事でも実施可能) ■H20: 5千万円以上の全ての工事 (1千万円以上の工事でも実施可能) ■H21: 同上 ■H22: 同上 	156	221	176	180	5千万円以上の全ての工事で実施 (1千万円以上の工事でも実施可能)

① 総合評価実施状況(市町村)

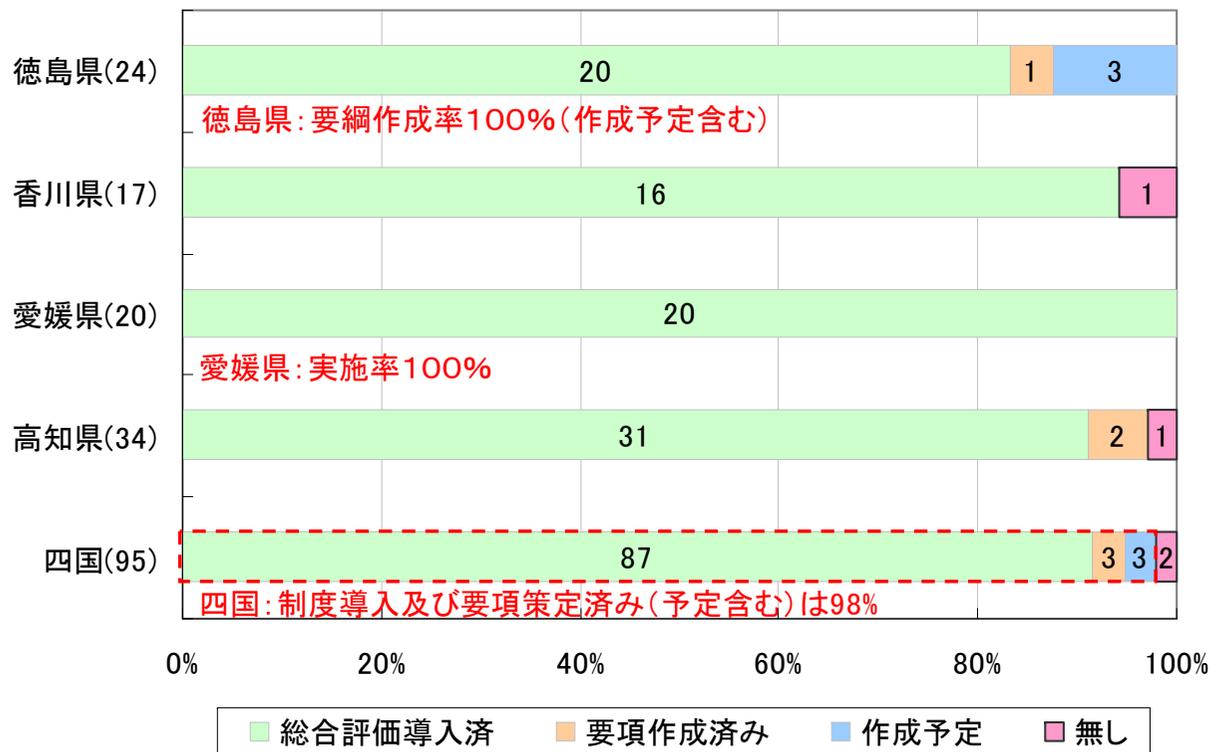
・総合評価落札方式の実施要綱を策定し、総合評価方式での発注が実施できる状況になる市町村は、H23年度中には**四国全体の98%**(93/95)まで拡大する見込み。

<参考>【全国】総合評価方式導入市町村 → **62%**(1068/1731)【H22.9.1調査時点】

◎公共工事の品質確保を図るため、全ての市町村で、総合評価方式での発注が定着するよう推進されたい。

◆「総合評価制度」の導入済または、「総合評価実施要綱」策定済(予定含む)市町村

【H23.4末現在】



H22総合評価実施件数

	H22総合評価実施件数				
	総合評価導入済の自治体数	総合評価で発注した工事件数	1自治体あたり平均工事件数	1自治体あたり最大工事件数	1自治体あたり最小工事件数
徳島	20	85	3.5	26	0
香川	16	68	4.3	25	0
愛媛	20	67	3.4	37	0
高知	31	112	3.4	46	0
四国	(92%)87	332	3.3	46	0

*平均工事件数=H22工事件数/H22総合評価実施要綱策定自治体数

<参考>【全国】総合評価を実施した自治体 → **47%**(812/1731)【H22.9.1調査時点】

<参考> 総合評価方式に積極的に取り組んでいる市町村

H22年度に総合評価方式での発注を5件以上行った市町村(赤書きは10件以上)

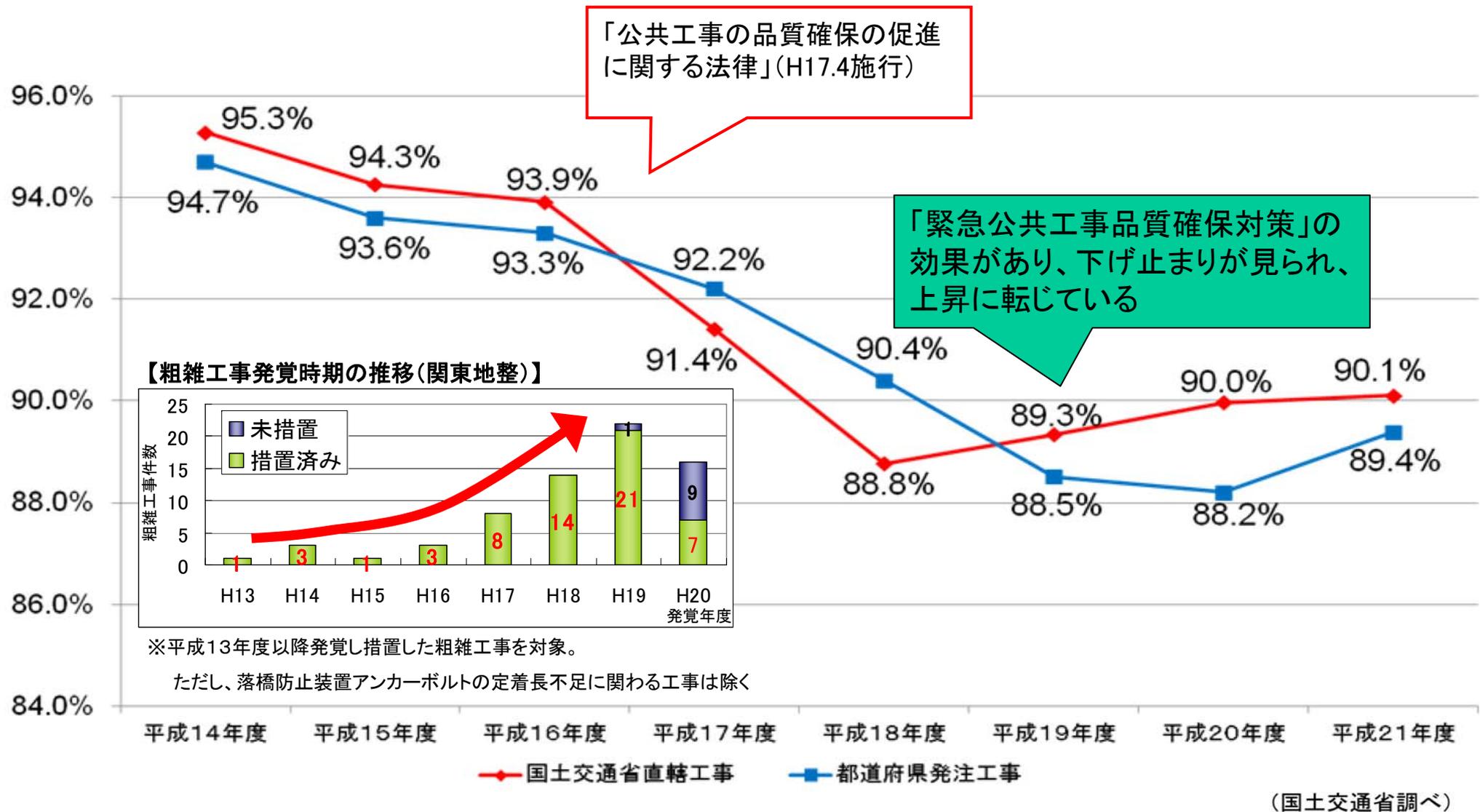
- ◆徳島県：徳島市、美馬市、吉野川市、牟岐町、那賀町
- ◆香川県：高松市、丸亀市、東かがわ市
- ◆愛媛県：松山市、西条市、愛南町
- ◆高知県：高知市、室戸市、いの町、檮原町、津野町

※特に檮原町では、**500万円以上の全ての工事**について総合評価方式を適用するなど、積極的な推進がなされている。

※美馬市、那賀町では発注件数が大幅増。

	H21		H22
美馬市	0件	→	10件
那賀町	4件	→	26件

<参考>国土交通省直轄工事及び都道府県の公共工事の落札率の推移



※直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）。

②工事成績評定の実施状況(市町村)

・工事成績評定は、四国全体における61%の市町村でしか実施されていない状況。

◎工事成績評定は、以下の理由より適切に実施いただきたい。

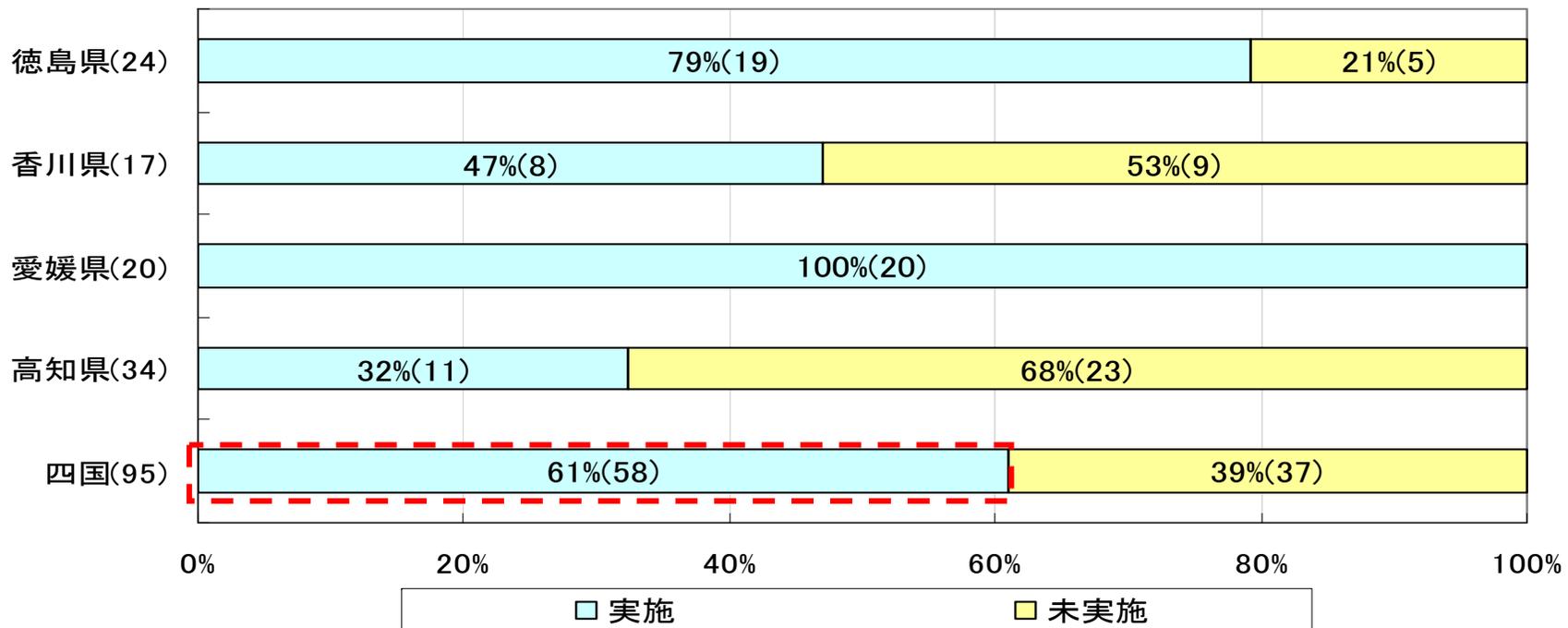
- 発注機関担当技術者の技術力向上
- 受注業者の指導育成

(さらに)



- 評点を活用した受注業者の適正な選定
- 優良業者の育成

【工事成績評定の実施状況(H23.4)】

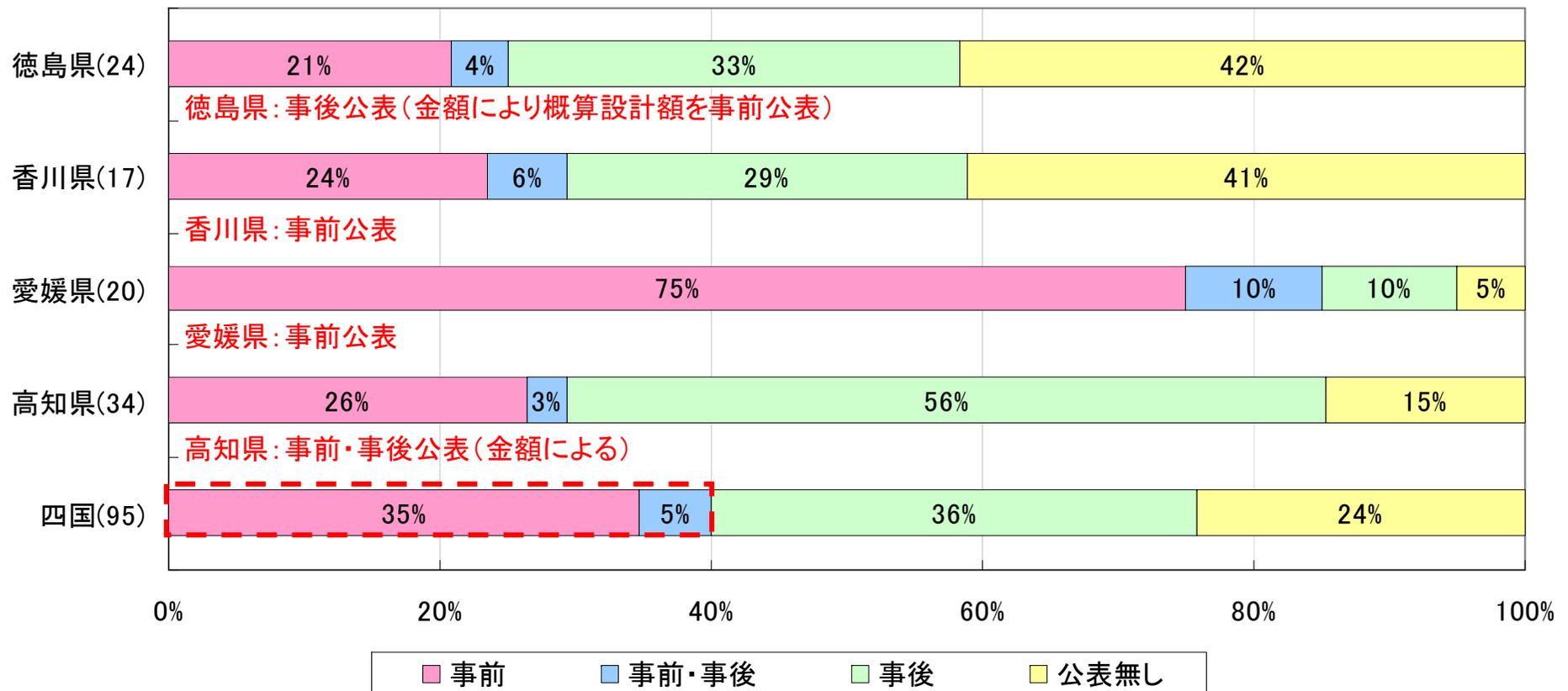


③ 予定価格の事前公表状況(市町村)

・予定価格の事前公表は、現時点で四国全体における40%の市町村で実施されている状況。

◎予定価格等の事前公表については、積算能力のない業者の参入を助長するなどの理由から、順次事後公表に移行いただきたい。

【H23.4末現在】



<参考>

予定価格事前公表取りやめについての建設業界からの意見・要望

H22中国・四国土木施工管理技士連合会懇談会(H22.11.30)

(地方自治体に対する要望)

・予定価格の事前公表とマニュアル化されている低入札調査は、低価格競争を助長させるとともに経営環境を悪化させ、優良な技術者・技能者の雇用・育成の障害となるので、品質確保や適正な利益を確保する観点から、厳正な低入札防止対策の実施と最低制限価格の引き上げを要望します。

H22ブロック会議における公共調達に関する主な要望意見(H22.12.20)

(社)全国建設業協会

・予定価格の事前公表は、自らの積算技術に基づき独自の見積もり努力を払っても、積算能力のない企業との価格競争を余儀なくされるため、低価格入札競争につながり結果的に技術と経営に優れた企業が受注できずに品質の低下や地域建設業の衰退につながることから、予定価格の事後公表を要望いたします。

<参考>

予定価格事前公表取りやめについての建設業界からの意見・要望

H23(社)日本建設業連合会との意見交換会(H23.5.26)

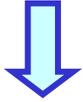
(地方自治体に対する要望)

・一部の地方公共団体で実施している予定価格などの事前公表は、応札すべき金額を誘導することにほかならず、価格による適正な競争が排除され、建設業者の見積努力を損なわせるなどの弊害が指摘されている。そのため、予定価格等の事前公表の廃止を要望します。

平成23年度実施方針(案)について

H23協議会開催に向けてのスケジュール

◆H23. 2月3日



H22年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催

・今後の実施方針(案)について、合意を得る。

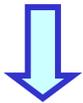
◆H23. 4～5月



調 査

・各自治体の品質確保推進に係わる対応状況調査(H23.4.1現在)
(H22総合評価実施結果、事後公表実施状況、工事成績評価実施状況 等)

◆H23. 6月8日

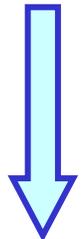


H23年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会(幹事会) 開催

・H23実施方針(案)の策定。
・公共工事品質確保推進に係わる最新情報提供。

<昨年度実施日:平成22年6月8日>

◆H23. 6～12月



各県毎に協議会 開催

・各県単位で協議会を開催し、必要な情報提供等を行う。

<昨年度実施日>

徳島県:平成22年12月21日
香川県:平成22年5月31日
 平成22年11月19日
愛媛県:平成22年8月5日
高知県:平成22年7月2日
 平成22年11月10日

H23自治体支援実施

・研修、工事検査・成績評価への臨場等

◆H24. 1月末頃

H23年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催(予定)

・H23年度の活動状況報告、H24年度に向けた作業スケジュール(案)承認。

<昨年度実施日:平成23年2月3日> **P. 34**

◆平成23年度実施方針(案)

①各県の既存協議会を活用し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施(継続)

- ・各県の既存協議会等を活用して、自治体担当者レベルを対象に、公共工物品質確保推進に関する必要な情報提供、意見交換等を行う。
- ・特に、総合評価方式の導入、及び予定価格の事前公表から事後公表への移行を目指す。

当面の目標 全ての市町村で総合評価方式の実施要綱策定を目指す。(現在:95%)

具体的対応例 : 要綱作成にあたって、障害事項を確認し、問題解決に向けて支援。

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進(継続)

- ・自治体発注事務担当職員の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査現場において臨場(実地研修)を実施するので積極的活用を図る。
　　<自治体を対象にしたアンケートで71%が活用を希望(H23.5月末現在)>
- ・特に要望がある場合、自治体小規模工事の検査現場に国・県等の検査職員等が立会し、検査完了後に助言する支援を行う。(国交省、県)

③国・県等の既存研修制度の活用推進(継続)

- ・自治体発注事務担当職員の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の既存研修制度の積極的活用を図る。
　　<自治体を対象にしたアンケートで80%が活用を希望(H23.5月末現在)>

具体的対応例 : 参加しやすい環境整備。(場所、時期、内容等についての要望を調査し、開催時期等を設定)

◆平成23年度実施方針(案)

④学識経験者として国・県等派遣職員の活用推進(継続)

- ・総合評価方式の学識経験者として、国・県等の職員を派遣する支援の積極的活用を図る。
＜自治体を対象にしたアンケートで67%が活用を希望(H23.5月末現在)＞

具体的対応例：電子媒体のパンフを作成し、各自治体の該当職員に配布。(メールしやすい環境を整備)

※学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。
(公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について H17. 8. 26閣議決定より)

⑤品確推進首長キャラバンの実施(継続)

- ・特に、総合評価方式による発注体制が十分に確立していない市町村、工事成績評価がなされていない市町村の首長を対象に、国・県担当者が直接訪問して意見交換を行い、首長の意向を把握する。
- ・各自治体の状況に応じた適切な支援を行い、公共工事品質確保の推進を図ることを目的とする。

情報提供

策定の目的

「公共工事の品質確保の推進に関する法律」に位置づけられた総合評価方式を地方公共団体に積極的に導入するように分かり易く取りまとめたもの

内容

- ① 総合評価方式の導入の意義
- ② 総合評価方式の導入の背景
- ③ 総合評価方式とは
- ④ 市区町村向け簡易型（特別簡易型）総合評価方式の活用方法
⇒資料編として具体例も提示
- ⑤ 低入札価格調査及び価格による失格基準の併用等によるダンピング対策
- ⑥ 簡易型総合評価方式の活用方法



四国地方整備局HPアドレス
<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/index.html>

4. 建設業者の生産性の向上について

入札契約
段階

適正価格での契約の推進

①総合評価落札方式

地域への貢献や地域の精通度の評価を向上（地元優良企業の評価向上）

②ダンピング対策

国：低入札調査基準価格を上回る応札者でも、施工体制が確保されるか厳格に確認し、**工事の品質が確保されないような価格での受注を排除。**

地方：**低入札調査基準価格の見直しを促進**（現在、64都道府県・政令市中40自治体が未対応）
低入札調査の実施手法に関するガイドラインを作成し、**低入札調査の実効性を向上**

③不調・不落対策

見積もり活用型積算方式の活用により、**実勢価格を予定価格により一層反映**

施工
中

生産性阻害要因の排除

①ワンデーレスポンス

施工者からの質問に対して迅速に回答する「ワンデーレスポンス」を拡大し、**工期を短縮化**

②設計施工調整会議（三者会議）

発注者・設計者・施工者からなる「三者会議」で情報共有を促進し、**工事の手戻りを防止**

③工事関係書類の簡素化

電子媒体・紙媒体の二重提出の防止の徹底等により、**受注者側事務の増加を防止**

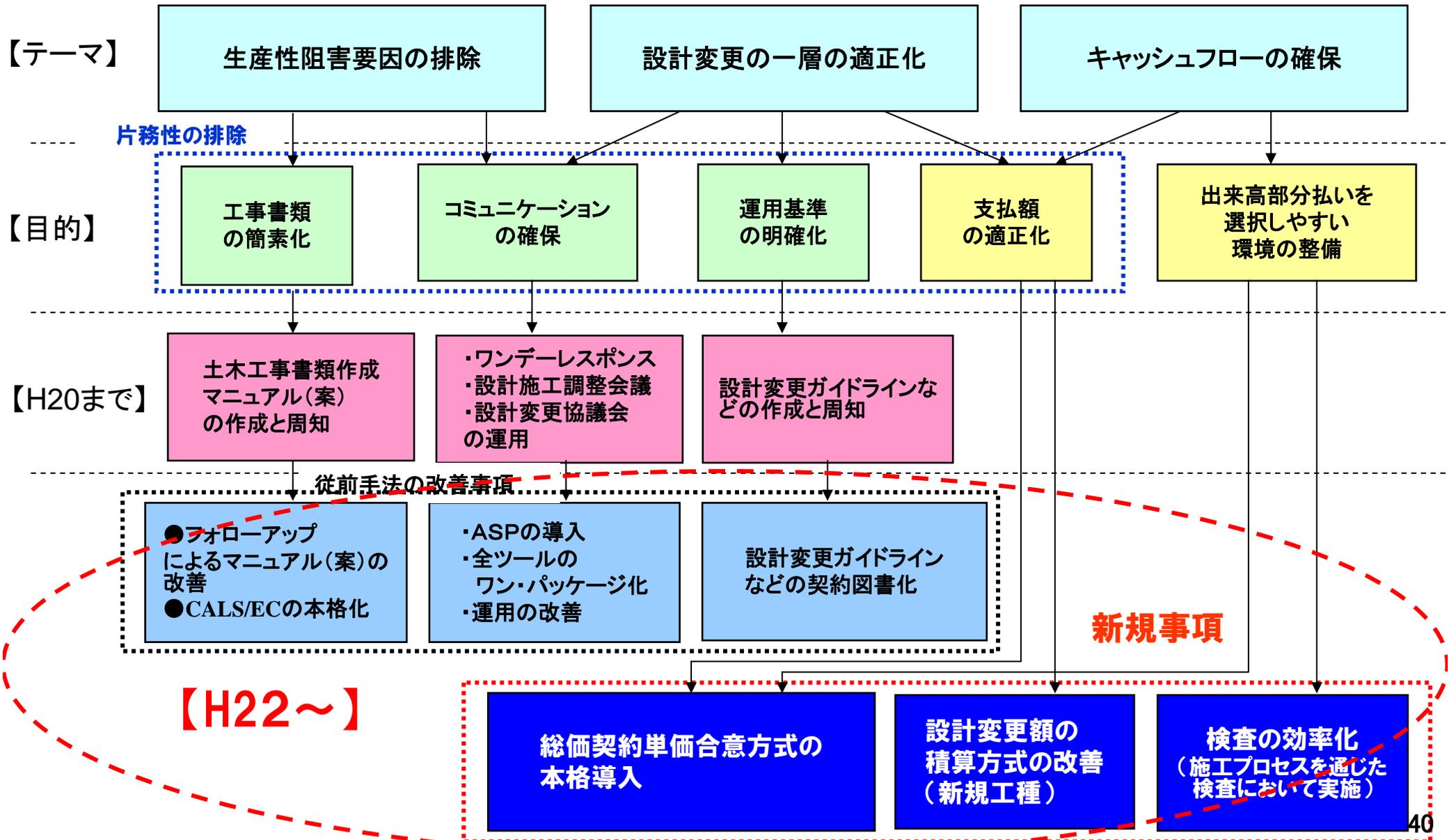
精算
段階

追加費用の適正な支払いの徹底

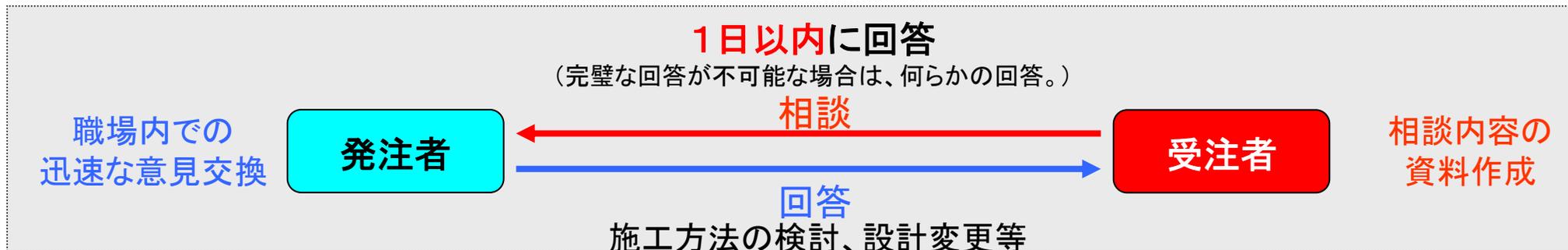
①契約変更の円滑化

- ・設計変更ガイドライン等を周知徹底し、**契約変更の対象となる事案を明確化**
- ・受発注者間で「設計変更協議会」を開催し、**契約変更の透明性・効率性を向上**
- ・間接工事費見積り活用変更方式により、**安全費等を契約変更の対象に拡大**

施エプロセスの適正化に向けた取り組みの位置づけ

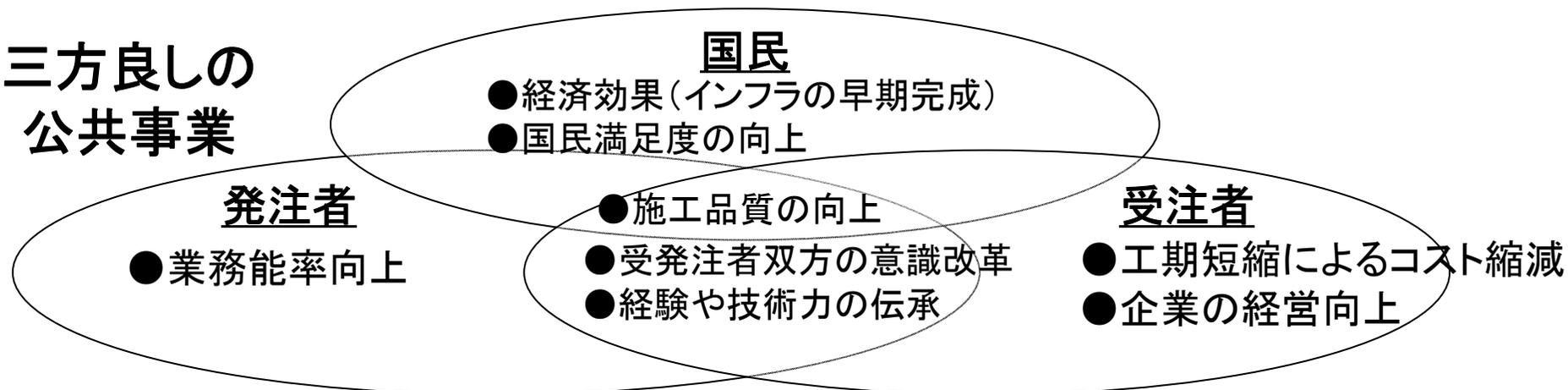


① ワンデーレスポンス(円滑な意思疎通)



- 問題認識の明確化(工期が1日延びる損失を相互に認識)
- 発注者と受注者の情報共有(連携強化)

三方良しの公共事業



【平成18年度】北海道で15件の試行工事を実施

【平成19年度】全国の直轄工事で約2,500件以上で実施、フォローアップ

【平成20年度】フォローアップ結果を踏まえさらに対象工事を拡大(約4,000件程度)

【平成21年度～】全直轄工事で実施予定

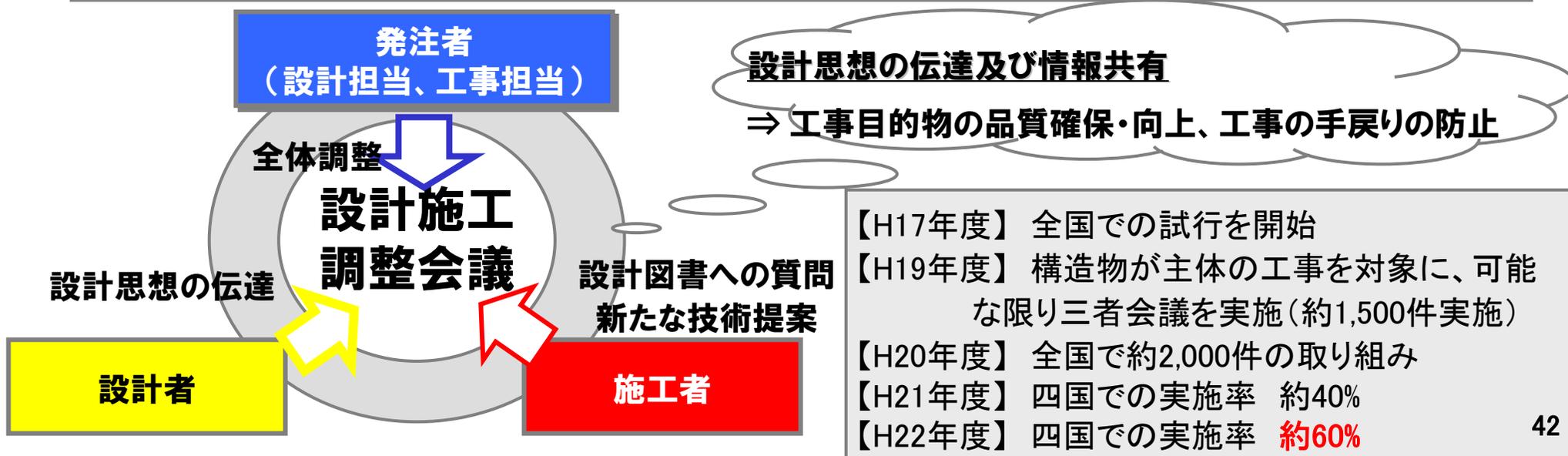
② 設計施工調整会議(設計思想の共有化)

1. 設計施工調整会議(三者会議)の目的

◆ 工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る。

2. 設計施工調整会議(三者会議)による品質確保・向上の概要

- ◆ 設計施工調整会議は、施工者が設計図書を照査した後に、施工計画書の作成前に開催するものとし、発注者(設計担当、工事担当)、設計者(管理技術者等)、施工者(現場代理人等)が出席する。
- ◆ 会議では、発注者(設計担当)・設計者から設計思想や施工上の留意事項等を説明するとともに、施工者から設計図書に対する質問や現場条件に適した技術提案などを受ける。
- ◆ 原則として構造物が主体の工事を対象とする。



③ 設計変更協議会(審査会)(円滑な意思疎通)

【目的】設計変更手続きの透明性と効率化。

【対象】基本的に全ての工事が対象。

【取組状況】

- ・ 平成17年度より関東地方整備局において試行。
- ・ 平成20年度中に、全ての整備局等で設置。
- ・ 平成21年度四国での実施率 25%
- ・ **平成22年度四国での実施率 50%**

発注者

- ・ (技) 副所長
- ・ 工務課長
- ・ 主任監督員
等

設計変更協議会(審査会)

- ・ 設計変更の妥当性の審議
(設計変更がトランの活用)
- ・ 設計変更手続きに伴う工事
中止の判断等

施工者

- ・ 現場代理人
- ・ 監理技術者
等

設計変更、先行施工承認に反映

土木工事設計変更ガイドライン(ルールの明確化)

■ 作成の背景

- 各発注担当者等が設計変更の課題と留意点について十分理解することが必要。
(設計変更に係る諸問題)
- 条件明示が不十分、一式計上の事項、設計図書、設計変更範囲が不明確等、
受発注者間に認識の相違有り

■ 掲載内容

■ 設計変更が可能なケース

- ・予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
- ・請負者の責によらず、工事着手出来ない場合
- ・「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
等

■ 設計変更が不可能なケース

- ・請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- ・協議の回答がない時点で施工を実施した場合
等

■ その他

変更手続きフロー、設計変更の考え方 等



工事一時中止に係るガイドライン(ルールの特明確化)

■ 作成の背景

- ・ 一部の工事で協議等が未了な場合でもやむを得ず条件明示を行い発注
- ・ 工事の一時中止の指示を行っていない工事が見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているという意見
- ・ 一時中止に係るルールを明確にすることにより、適正な対応を促進

■ 掲載内容

■ 工事中止に係る基本的な流れ(基本フロー)

■ 発注者の中止指示の義務

請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合

■ 中止の指示・通知

中止の対象となる工事内容、工事区域、中止の見通し等の中止内容を請負者に通知。

■ 工事現場管理に関する基本計画書の作成

■ 請負代金額又は工期の変更

■ 増加費用の考え方

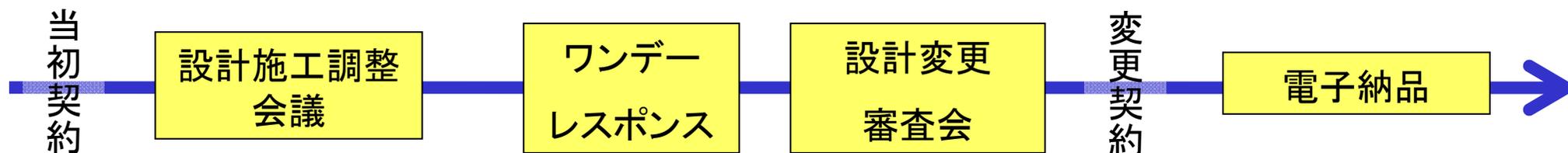
工事一時中止に係るガイドライン (案)

平成20年9月

四国地方整備局

④ 公共工事総合プロセス支援システム(案)

発注者と受注者のコミュニケーション向上施策を建設業の生産性効率化
につなげるための総合的な取組



トータルプロセスを情報共有システム(建設系ASP※)で効率的に実施

スケジュールの共有

掲示板(協議内容の共有)

ファイルの一括管理

工事書類の作成・提出・検索・閲覧

ワークフロー(決裁迅速化、明確化)

電子納品データの作成支援

- ・工事書類のやりとりの効率化
- ・意思決定過程の明確化
- ・電子納品の編集の円滑化
- ・新しい現場関係の再構築

※ アプリケーション・サービス・プロバイダ

公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者。

【平成22年7月26日改正】



✓4つの建設工事標準請負契約約款は、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。

公共約款 公共工事のほか、電力・ガス・鉄道等の民間工事を対象

甲約款 民間の比較的大きな工事を対象

乙約款 民間の比較的小さな工事（個人住宅等）を対象

下請約款 公共工事・民間工事を問わず、下請契約全般を対象

契約当事者間の対等性確保

各約款

● 約款中の呼称を「甲」・「乙」から「発注者」・「受注者」等に変更

● 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定を充実

- ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の受発注者間等の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

契約時

契約書に調停人を明記

（調停人を採用する場合）

協議段階

発注者又は受注者（※）の申し出により、協議段階から調停人の立会い・助言等を求めることが可能

（※）下請約款では、元請負人又は下請負人

協議段階での公正・中立な第三者の活用により紛争を未然に防止

協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

● 工期延長や第三者に損害を与えた場合の当事者間の負担を明確化

公共約款

- ◆ 発注者に帰責事由がある工期延長に伴う増加費用について、発注者の負担を明確化

甲約款

- ◆ 契約目的物に起因する日照障害等の損害等について、発注者の負担を明確化

4つの約款の主な改正内容

望ましい代金支払方法の明確化

● 契約書に標準的な支払い方法を例示

甲約款

◆ 出来高払いを促進

乙約款

◆ 前払金等の過大な支払いを防止

(例) 民間約款(甲)「民間建設工事請負契約書」

工事の出来高に応じた支払いを推奨

五、支払方法(抜粋)

部分払(〇月ごとに出来高に相当する額(ただし、既支払額を控除する。))

注 〇の部分には、たとえば、二、三等と記入

契約条件の明確化

甲約款

乙約款

● 通知等の原則書面主義の導入

◆ 約款に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則書面により行う旨明記

下請約款

● 下請契約の工期は下請負人の施工期間を記載するよう明記

施工体制の合理化

公共約款

下請約款

● 現場代理人の常駐義務を一定の場合には緩和できる規定を追加

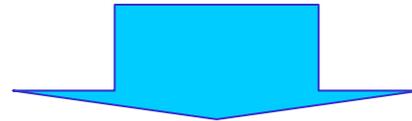
不良不適格業者の排除

公共約款

● 受注者が暴力団等である場合の解除権を規定

「四国地方公共工事発注者支援技術者」登録制度

- ・四国地方公共工事品質確保推進協議会では、公共工事の発注関係事務（技術審査、積算、設計・調査、施工管理、検査）の支援を目的とした「**四国地方公共工事発注者支援技術者**」登録制度を設けています。
- ・平成21年度10月末現在で、1,607名の当該技術者登録を行っています。



- ・「**公共工事品質確保技術者**」資格制度の**全国統一**に伴い、平成23年度末をもって四国地方公共工事発注者支援技術者登録制度は廃止となります。
- ・平成21年度からは、新規登録を廃止し、更新登録のみを行います。

「公共工事品質確保技術者」資格制度【全国统一制度】

平成17年4月より施工された『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第15条第1項及び第3項の定めに基づき、各地方整備局等では発注者支援業務に携わることができる技術者等の認定を行ってきましたが、平成21年度より『公共工事品質確保技術者資格制度』として全国统一を行うこととなりました。

■ 公共工事品質確保技術者資格制度の概要

1. 資格及び対象業務

資格	業務内容	総合評価落札方式 の審査等	発注関係事務			
			設計積算補助	技術審査補助	監督補助	検査補助
公共工事品質確保技術者(Ⅰ)		○	○	○	○	○
公共工事品質確保技術者(Ⅱ)		—	○	○	○	○

2. 受験資格要件

区分		受験資格要件	品確技術者(Ⅰ)	品確技術者(Ⅱ)
A要件	発注関係事務に関する経験の要件	ア) 公共工事の発注機関において発注関係事務に指導的立場で5年以上の経験 イ) 建設コンサルタント等における公共工事の設計、積算、監督、検査、技術審査業務の管理技術者として5年以上の経験又は担当技術者として12年以上の経験 ウ) 建設業許可業者における公共工事の主任技術者又は監理技術者として5年以上の経験	1項目以上該当	1項目以上該当
B要件	品質確保に関する経験の要件	ア) 公共工事の発注機関において総合評価落札方式に係る審査業務に指導的立場で2年以上の経験 イ) 建設コンサルタント等における公共工事の総合評価落札方式に係る技術審査業務又はCM業務の管理技術者として2年以上の経験又は当該管理技術者を指導する立場で2年以上の経験 ウ) 建設業許可業者において総合評価落札方式により発注された公共工事の監理技術者として2年以上の経験又は当該監理技術者を指導する立場で2年以上の経験 エ) 品確技術者(Ⅱ)の認定を受けた者であって、要件Bのア)～イ)に掲げるいずれかを1年以上経験 オ) 公共工事の発注機関における総合評価落札方式に係る委員会の外部委員として委託期間が1年以上	1項目以上該当	不要

參考資料

『公共工事の品質確保の促進に関する法律』のポイント

公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化

公共工事とは、物品調達とは基本的に異なり、その品質は目的物が使用されて初めて確保できるものであること、受注者の技術的能力によって品質が左右されること等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する基本理念を定め、発注者の責務を明確化する諸規定を整備

基本理念として、公共工事の品質は、**価格と品質が総合的に優れた内容の契約**がなされることにより、確保されなければならないこと等を規定

発注者の責務として、**発注関係事務を適切に実施**しなければならないこと、**必要な職員の配置に努め**なければならないこと等を規定

『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換を図り、公共工事の品質確保を促進するための諸規定を整備

発注者は、**競争参加者の技術的能力を審査**しなければならないことを規定

発注者は、**技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価**しなければならないことを規定

発注者は、**技術提案について改善を求め、又は改善を提案する機会を与えること(技術的対話)**ができることを規定

発注者は、**技術提案の審査後に予定価格の作成が可能**であることを規定

発注者をサポートする仕組みの明確化

発注者は、基本理念にのっとり**発注者の責務を遂行**することが必要であるものの、一部には**体制が脆弱な発注者**も存在することから、これらの**発注者をサポート**するための諸規定を整備

発注者は、**発注関係事務を行う事ができる者の能力の活用**に努めなければならないこと等を規定

この場合、発注者は、**発注関係事務を公正に行うことができる条件**(発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること等)を備えた者を選定することを規定

品確法の基本方針の概要(1)

第1 公共工事の品質確保法の促進の意義に関する事項

- 発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要。

第2 品質確保法の施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

(競争参加者に技術提案を求めるように努め、価格と技術提案の内容を総合的に評価)

2 技術的能力の審査の実施に関する事項

(1) 有資格者名簿作成に際しての資格審査(経営状況だけではなく工事实績や工事成績を活用)

(2) 個別工事に際しての技術審査

(必要に応じ配置予定技術者に対するヒアリングの実施により不良不適格業者を排除)

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

(1) 技術提案の求め方

(技術的な工夫の余地が小さい工事の扱い、高度な技術提案を求める場合)

(2) 技術提案の適切な審査・評価

(3) 技術提案の改善 (改善・提案の機会、提案概要の公表)

(4) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格の作成

品確法の基本方針の概要(2)

第2 品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

- 国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めるようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者決定についても意見を聴取。
- 地方公共団体においては、総合評価方式の実施、落札者決定、又は落札者決定基準を定めるときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴取。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

(工事成績評定項目の標準化、必要に応じた重点監督)

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

7 調査及び設計の品質確保に関する事項

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

(2) 国・都道府県以外の者の活用

9 施策の進め方

(段階的かつ計画的に推進、施策の実施状況について調査し結果を公表)

地方公共団体に対する緊急要請について(21年度当初)

(4月3日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請)

平成21年度当初予算の成立を受けて、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に行う必要ため、所要の措置を要請。

要 請 事 項

- ・適切な地域要件等の競争参加条件の設定等
- ・予定価格事前公表の取りやめ
- ・歩切りの厳禁、見積もりを活用した積算方式、適切な契約変更
- ・国交省の低入札価格調査基準価格の見直しを踏まえた適切な見直し
- ・総合評価方式の導入・拡大、都道府県の第三者機関の活用等による体制整備
- ・前払金及び中間前払金の適切な運用
- ・完成検査、支払手続等の迅速化
- ・地域建設業経営強化融資制度の導入、債権譲渡の迅速な運用

各都道府県を通じて、管内の市区町村に対しても周知徹底